

株式会社丸屋本社

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年2月1日～令和7年1月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること
女性社員・・・取得率を80%以上にすること

＜対策＞ 令和2年2月1日～

- 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とし研修の実施
- 育児休業の取得希望者を対象とした育児支援の諸制度・内容についての講習を実施

目標2：働き方改革の実践として、従業員1人あたりの所定外労働時間を年間240時間以内とする。

＜対策＞ 令和2年2月1日～

- 所定外労働時間の状況調査と原因の分析等を行う
- 調査・分析を踏まえた削減方法を検討・実施を行う

目標3：年次有給休暇の取得推進を図り、全社員の取得日数を1人当たり年間8日以上とする。

＜対策＞ 令和2年2月1日～

- 昨年度の年次有給休暇の取得状況を調査し各部署の上長へ同休暇取得状況を通知
- 同休暇取得の促進案を従業員へ周知徹底